学第109号

令和４年５月9日

　各私立専修学校設置者

　（専門課程を置く専修学校に限る）

様

　各私立専修学校長

　（専門課程を置く専修学校に限る）

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

大学等における修学の支援に関する法律に基づく機関要件の確認に係る申請書の提出について（依頼）

　このことについて、大学等における修学の支援に関する法律第７条第１項に基づき、私立専修学校が授業料等減免を行う場合には、私立専修学校を所管する都道府県知事が同条第２項に定める要件（以下「機関要件」という。）を満たしていることの確認を行うこととされており、新たに確認を受けようとする学校においては、同法施行規則第５条第１項に基づき、確認を受けようとする年度の５月初日から６月末日までに確認申請書を提出することとされております。

また、令和３年度以前に機関要件の確認を受けた学校においても、同法施行規則第５条第３項に基づき、毎年６月末日までに直近の情報を記載した確認申請書を提出することとされています。

つきましては、対象となる学校におかれましては、下記により申請書を提出いただきますようお願いします。

なお、高等教育の修学支援新制度では、同法に基づき、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校を対象機関とすることとなっておりますので、同法に基づく確認を受けていない非対象機関である場合においては、入学希望者等に誤解を招かないよう適切な情報発信、募集活動等の徹底をお願いいたします。

記

１　提出資料

　大学等における修学の支援に関する法律第７条第１項の確認に係る申請書

　　（様式第１号、様式第２号及び必要な添付書類）

２　提出期限

　　６月30日（木）

３　確認（更新）申請書及び添付書類の作成

・　複数の学校を設置する設置者にあっては、学校ごとに申請書及び添付書類を作成が必要となりますので留意願います。

・　「機関要件の確認用チェックリスト」（指針Ｐ75 参照）に基づき、申請書及び添付書類の内容を十分精査願います。

・　様式第１号の添付書類「経営要件を満たすことを示す資料」については、別添のExcel 様式を使用して作成してください。

４　確認事務の流れ

提出された確認申請書及び添付書類に不備があった場合は、設置者に問合せの上、 期限を付して補正を求める場合があります。（指針Ｐ５参照）

５　事前相談について

相談を希望される機関を対象に、新規確認申請について以下のとおり事前相談の対応をいたします。なお、正式な申請に先立って内容を確認するものであり、正式な申請ではないので御留意ください。（更新確認申請は相談対象外です。）

・　指針全体を熟読の上、確認申請書（案）及び添付書類を作成（日付は未記入で結構です。）され、電子メールにて送付願います。（なお、データ容量が大きい場合は添付書類については郵送願います。）

なお、メール件名は「○○○○法人（学校）機関要件確認申請（事前相談）」としてください。

・　６月15日（水）までを事前相談期間としますのでこれまでに送付願います。

・　内容を確認した後、メール又は電話にて御連絡します。

６　確認の取り消しについて（指針Ｐ89参照）

　　確認大学等の設置者は、確認大学等が、確認要件を満たさなくなったときは遅滞なく、その旨を機関要件確認者に届け出なければならないこととなっております。

　　更新確認申請を予定する対象機関において、要件を満たさなくなる恐れがある場合（省令で定める基準（大学の経営基盤関係）に適合しないこととなる見込みがある場合を含む。）には、事前の状況把握のため、随時その状況について御連絡願います。

７　留意事項

　・　申請書の様式は、昨年度から変更されていますので、御留意願います。

・　申請書の作成に当たっては、「機関要件の確認事務に関する指針（2022年度版）」が、同ホームページ内に掲載されていますので、御参照願います。

　　（URL：<https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410.htm>）

・　大学等における修学の支援に関する法律に基づく高等教育の修学支援新制度の概要等について、文部科学省ホームページに掲載されていますので、適宜御参照願います。

（URL：<http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm>）

【担当】学事企画担当　高橋

TEL：019-629-5045

FAX：019-629-5049

E-mail：AH0007@pref.iwate.jp